

令和5・6年度（追加）
競争入札参加資格審査申請書提出要領

【建設工事】

米沢市総務部契約検査課

1 申請資格者

次のいずれかに該当する場合は入札参加資格審査を申請できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 米沢市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて未納がある者
- ③ 米沢市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当するとき
- ④ 建設業法による許可を受けていない者
- ⑤ 経営規模等評価結果通知及び総合評定値通知に総合評定値（P）が記載されていないもの
- ⑥ 経営規模等評価結果通知及び総合評定値通知の登録を希望する工事種別に総合評定値（P）が記載されていないもの
- ⑦ 次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く。）
 - ア．雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - イ．健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ウ．厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

2 受付期間、名簿登載期間及び審査基準日

本申請は「令和5・6年度競争入札参加資格審査申請」の追加受付になります。

受付における申請方法、受付期間、入札参加資格者名簿の登載期間及び審査の基準日の関係は以下のとおりです。

| 申請方法 | 受付期間 (土日祝日を除く) | 名簿登載期間 (有効期間) | 審査基準日 |
|------|---------------------------------------|------------------------|-----------|
| 持参 | 令和6年2月1日～ 令和6年2月20日 | 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日 | 令和6年1月31日 |
| 郵送 | 令和6年1月15日～ 令和6年2月20日 ※2月20日消印有効 | 同上 | 同上 |

※提出する書類は、「審査基準日」現在の状況についてご記入ください。

※原則的に、市外の申請者のみ郵送可とします。

※持参の場合の受付時間帯は9時～16時になります。（12時～13時を除く）

次のページに郵送の場合の留意事項がありますので郵送の方は必ずご確認ください。

【郵送の場合の留意事項】

- ・ 1月31日以前に郵送する場合は、提出書類の申請書等の**提出日を2月1日以降の日**としてください。
- ・ 米沢市では、申請を受理した際に「受理票」を発行しますので、**切手を貼った返信用封筒を同封してください。**
- ・ 郵送による申請は、不明な点をその場で確認できないため受理や受理票の返送に時間を要します。そのため、余裕をもった発送に心がけてください。
- ・ 郵送方法については任意ですが、申請書が届かない場合、責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。郵送事故等による申請書の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法を推奨します。

※令和6年2月21日以降の消印で届いた申請書については、電話にて確認の上、「着払いにて返送」するか又は、こちらで「破棄」させていただきます。

3 行政書士による代理申請

行政書士による代理申請の場合、下記についてご注意ください。

①委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。

②申請書への押印

代理申請の場合、申請書への押印は、申請代理人氏名記入箇所に申請代理人の押印をすれば足ります。したがって申請書の代表者印の押印は省略することができます。

③行政書士としての資格を有することを証するものを添付してください。

※申請書以外の書類については、代理申請の場合でも、申請者の代表者印を省略することはできません。

4 申請書提出先・お問合せ先

米沢市役所 （3階）
総務部契約検査課 検査担当
〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号
電話：0238-22-5111（内線2501・2502）
FAX：0238-24-8685

5 参加できる競争入札の範囲

本申請によって登録された場合に参加できる競争入札の範囲は、**建設工事に係るもの**です。なお、委任先を指定する場合、**米沢市と常時契約する委任先は主たる営業所以外の営業所等とします。**（以下、「委任先」といいます。）

6 提出書類一覧

※申請書類に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格の登録が受けられません。
また、登録後発覚した場合には、指名停止や資格の取り消しになることがあります。

- ・A4版フラットファイルに綴じてください。（綴る順序は下表のNo.順）
- ・表紙及び背表紙に「競争入札参加資格審査申請書」と記載し、それぞれ商号又は名称を記載してください。

| No. | 提出書類名称 | 提出対象者 | 様式等 |
|-----|--------------------------|--------|---------------------------|
| 1 | 提出書類チェックリスト | 全ての申請者 | |
| 2 | 米沢市競争入札参加資格審査申請書 | 全ての申請者 | 指定様式 様式第4号 |
| 3 | 米沢市競争入札参加資格審査調書 | 全ての申請者 | 指定様式 添付書類1 |
| 4 | 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写） | 全ての申請者 | |
| 5 | 工事経歴書 | 全ての申請者 | 添付書類2 |
| 6 | 営業所一覧表 | 全ての申請者 | 添付書類3 |
| 7 | 技術職員名簿 | 全ての申請者 | 様式について 注意事項あり 添付書類4 |
| 8 | 納税証明書 | 全ての申請者 | |
| 9 | 印鑑証明書 | 全ての申請者 | |
| 10 | 委任状 | 該当者のみ | 指定様式 添付書類5 |
| 11 | 使用印鑑届 | 該当者のみ | 添付書類6 |
| 12 | 身分証明書 | 該当者のみ | |
| 13 | 塗装工事（区画線設置等）登録調書 | 該当者のみ | 添付書類7 |
| 14 | 等級別格付けに係る提出書類 | 市内の申請者 | |
| 15 | 社会保険等加入確認のための添付書類 | 該当者のみ | |
| 16 | 暴力団排除に関する誓約書 | 全ての申請者 | 指定様式 様式第2号 |

7 各提出書類の記入要領

※下記に示す「No.」は「6 提出書類一覧」の「No.」です。

No.2 米沢市競争入札参加資格審査申請書

- ・申請者は主たる営業所（本社、本店等）の代表者になります。
- ・申請書の代表者印は実印とします。
- ・「1 登録状況」の「新規」は、今まで一度も業者登録をしたことがない方又は前年度に業者登録をしていない方が該当し、それ以外の方は「更新」になります。
- ・「4 申請書記載担当者」欄は本申請書の内容を熟知している方を記入してください。

No.3 米沢市競争入札参加資格審査調書(工事)

※下表の「○」のついた項目について記入してください。

| 調書記入項目 | 市内申請者 (本社、本店等) | 市外申請者（本社、本店等） | | |
|--------------------------|-------------------|---------------|--------|-------|
| | | 委任先が市内 | 委任先が市外 | 委任先なし |
| 「1 契約権限等の委任を受けている営業所」 | | ○ | ○ | |
| 「2 主たる営業所の建設業許可の種別」 | ○ | | | ○ |
| 「3 委任を受けている営業所の建設業許可の種別」 | | ○ | ○ | |
| 「4 技術者情報」 | ○ | ○ | | |
| 「5 等級格付けに係る項目」 | ○ | ○ | | |

- ・「2 主たる営業所の建設業許可の種別」、「3 委任を受けている営業所の建設業許可の種別」及び「4 技術者情報」については、**経営事項審査を受けた業種のうち登録を希望するものについて記入してください。**
- ・「4 技術者情報」の「建設業許可の種別」欄には、「2 主たる営業所の建設業許可の種別」又は「3 委任を受けている営業所の建設業許可の種別」の表に記載の略号で記入してください。
- ・「4 技術者情報」において、専任の技術者が建設業許可の種別を重複して登録している場合は、「建設業許可の種別」の欄に列挙してください。区分の欄は該当する建設業許可区分を囲んでください。

No.4 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)

- ・直近のもので申請時において有効なものを提出してください。

※この通知書については、**毎年**、有効期間内に**直近のものを提出**してください。
(郵送可) 提出がない場合は建設工事の競争入札に参加できません。

No.5 工事経歴書

- ・「米沢市競争入札参加資格審査調書」に記入した**登録を希望する業種で業種ごとの工事経歴書(直近2カ年分)**を提出してください。(工事経歴書については、官民間いません。)
- ※委任先がある場合は、「3 委任を受けている営業所の建設業許可の種別」に記載した**登録を希望する業種の工事経歴書を提出してください。**
- ・この経歴書は、建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査を受ける際に提出する様式と同様になりますので、その際に提出した経歴書の直近2カ年分の写しを提出していただいても構いません。

No.6 営業所一覧表

- ・「名称」の欄には、主たる営業所、その他すべての営業所を記入してください。登録後に委任先の営業所を変更される場合は、この営業所一覧表に記入されている営業所のみ変更可とします。
- ・委任先がある場合は、その営業所の欄を蛍光ペン等でマーキングしてください。
- ・建設業許可業種で、特定建設業の場合は「特」を一般建設業は「般」を記入してください。
- ・本一覧表の内容を全て満たしていれば、任意様式でも可とします。

No.7 技術職員名簿

- ・市内に主たる営業所又は委任先営業所がある場合は【**指定様式 添付書類4**】を使用してください。有資格区分コードは建設業法に定められたコードとします。(それ以外の方は、本名簿の内容を満たしていれば、任意様式又は経営事項審査を受ける際に提出する「技術職員名簿」でも可とします。)
- ・舗装施工管理技術者について、1級のものは「舗-1」、2級のものは「舗-2」と記入してください。
- ・技術職員名簿の右上に、商号又は名称を記入してください。
- ・委任先の技術者については、その技術者の欄を蛍光ペン等でマーキングしてください。
- ・市内に主たる営業所がある場合、又は委任先がある場合は、建設業法第7条第1項第2号に規定する営業所専任の技術者を確認できるよう欄外右側に朱書きで「専」と記入してください。

No.8 納税証明書(写し可)

※申請に必要な納税証明書は下表のとおりとなります。「○」は必須、「△」は該当者のみ提出となります。

| 納税証明書の種類 | 個人 | | 法人 | | | |
|------------------------------------|------------|-----------------|-------------------|-----------------|------------|-----------------|
| | 住所地が 市内 | 住所地が 市外 | 主たる 営業所が 市内 | 主たる営業所が市外 | | |
| | | | | 委任先 なし | 委任先が 市内 | 委任先が 市外 |
| 米沢市長が発行する登録基準年度の前年度の納税証明書 ※1 | ○ | △ (本市の課税がある) | ○ | △ (本市の課税がある) | ○ | △ (本市の課税がある) |
| 税務署で発行する納税証明書 「その3の2」(個人) ※2 | ○ | ○ | / | / | / | / |
| 税務署で発行する納税証明書 「その3の3」(法人) ※3 | / | / | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1 原則として、**令和5年度(令和5年12月15日以降発行)のもの**で、発行日において申告(納付)期限が到来しているものについて未納(未申告)がないことの証明

※2 申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明

審査基準日において3カ月以内に発行されたもの

※3 法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明

審査基準日において3カ月以内に発行されたもの

税務署が発行する納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利です。

(手数料が安価となり、窓口での待ち時間が短縮できます。) 詳しくは国税庁の HP を御覧ください。

No.9 印鑑証明書

- ・ 市内に主たる営業所又は委任先営業所がある場合は**原本**、市外の場合は**写し可**とします。
- ・ **審査基準日において3カ月以内に発行**されたもの
個人の場合：市町村長が発行する印鑑証明書
法人の場合：法務局が発行する代表者の印鑑証明書

No.10 委任状

- ・ 本様式に記載の委任事項はすべて委任してください。
- ・ 代表者印は実印とします。

No.11 使用印鑑届

- ・米沢市との契約等に実印を使用しない場合のみ提出してください。
- ・本届出書の内容を全て満たしていれば任意様式可とします。

No.12 身分証明書(原本)

- ・申請人が個人の場合に提出してください。審査基準日において3カ月以内に発行されたものとしします。

No.13 塗装工事(区画線設置等)登録調書

- ・この調書は、塗装工事(道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去するものに限る。)の登録を希望する方が提出してください。ただし、登録を希望できる方は次のいずれの要件も満たしている方です。
 - ① 県内に主たる営業所又は委任先営業所がある。
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の塗装工事に総合評定値（P）がある。

No.14 等級別格付に係る提出書類

- ・この書類は、**市内に主たる営業所又は委任先営業所がある方のみ**下記の該当する項目についてご提出ください。

(1) ISO9000・ISO14000シリーズ登録者

- ・登録証又は認定証の写しを提出してください。

(2) 障がい者雇用

- ・法定雇用義務があるもの
申請日直前の6月1日における公共職業安定所の受付印がある「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。
- ・法定雇用義務がないもの
1名分の障害者手帳及びその雇用関係を確認できる書類の写しを提出してください。

(3) 子育て支援

- ・常時雇用労働者数が101人以上のもの
山形労働局の受理印のある「一般事業主行動計画策定届」及び労働基準監督署の受理印のある「就業規則」の写し(全て)を提出してください。
- ・常時雇用労働者数が100人以下のもの
山形労働局の受理印がある「一般事業主行動計画策定届」又は、労働基準監督署の受理印のある「就業規則」の写し(全て)を提出してください。ただし、常時雇用者数9人以下の事業者にあつては、「就業規則」に労働基準監督署の受理印がないものでも可とします。

(4) 消防団協力事業者の認定

- ・審査基準日において、米沢市消防団協力事業所の認定を受けている又は申請をしていること。
※認定を受けている場合は、認定書の写真を提出してください。
※申請中の場合は、申請書に受理印が押印されてある書類を提出してください。

(5) 新規学卒者の採用

- ・「新規学卒者の採用」とは、**令和4年2月1日～令和6年1月31日(以下、この期間を「審査対象期間」という。)**の間に卒業した方を審査基準日時点で雇用している場合を指し、**最大2名分まで**提出できます。
- ・新規学卒者の出身地(市内、市外の別)、出身校(中学・高校・大学・専門学校等の別、市内市外の別)、現在の住所地・勤務地(市内市外の別)は問いません。
- ・必要書類は、1名につき**下記のア～エのうち3点**とし、**このうちア及びイは必須**書類とします。
 - ア. 卒業証書(写し)又は卒業証明書(写し可)
※卒業年月日が審査対象期間内であること。
 - イ. 雇用通知書(雇用契約書)(写し)
※雇用通知年月日が審査対象期間内であること。
 - ウ. 健康保険証の写し等、常勤性が確認できるもの
 - エ. 雇用保険の資格取得年月日及び個人名が確認できるもの

(6) 更生保護の協力雇用主の登録及び実績

- ・法務省山形保護観察所からの「協力雇用主」として登録及び実績の有無を証明するもの(「保護観察対象者等の雇用等に関する証明書」)**【証明書様式】**
※手続き及び確認に必要な書類等については山形保護観察所にお尋ねください。

証明書申請先・問い合わせ先

〒990-0046 山形市大手町 1-32

電話番号 023-631-2277

FAX 023-628-1934

(7) 健康経営優良法人の認定

- ・日本健康会議から健康経営優良法人の認定を受けたことを証する認定証の写し
- ・全国健康保険協会山形支部からやまがた健康企業事業所の登録を証する「やまがた健康企業宣言登録証」の写し

No.15 社会保険等加入確認のための添付書類

- ・社会保険等の加入確認が必要であり、添付書類を提出する必要がある方は次のいずれの要件にも該当する方です。
- ① 本申請で提出する直近の「経営規模等評価結果報告書・総合評定値通知書」で、その他審査項目（社会性など）の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄が「無」となっている。
- ② 経営規模等評価結果報告書・総合評定値通知書の審査基準日以降に加入の届出を行った方。

- ・上記に該当した方は、以下の書類を提出してください。社会保険等に加入していることが確認できた場合に限り、競争入札参加資格審査申請を行うことができます。

<「雇用保険」が加入となった場合> 次のいずれかの書類を提出。

- ・概算保険料又は確定保険料申告書の写し及び領収済通知書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知書）の写し
- ・雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受領のあるもの）の事業主控えの写し

<「健康保険・厚生年金保険」が加入となった場合> 次のいずれかの書類を提出。

- ・申請時直近1カ月分の領収証書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し
- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えの写し

No.16 暴力団排除条例に関する誓約書(元請負人用)

- ・代表者印は実印とします。

8 登録内容の変更に関する届け出等について

- ・登録後に申請書記載事項の変更があれば、変更後速やかに変更届等を提出してください。（ホームページに変更届（指定様式及び必要添付書類等）を掲載しています。）
- ・**年度途中（本登録申請受付期間外）における委任先及び業種区分の追加申請は認められません。定期及び追加登録申請期間のみ行うことができます。**
- ・現在既に米沢市の指名競争入札参加者登録簿に登録されている業者で、委任先、業種区分を追加する場合の提出書類はP3「6 提出書類一覧」のうち、No.1～No.6までの書類になります。（追加する項目が確認できるようにご提出ください。）